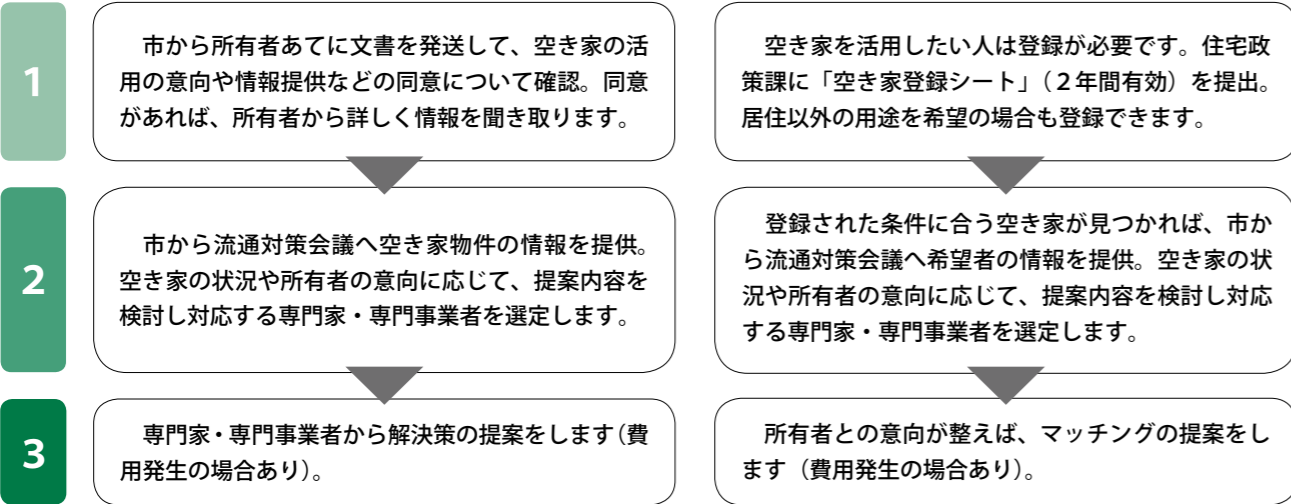




空き家マッチング制度「空き家をつなご！」

所有者 市内に売りたい、活用したい、処分したい空き家を所有する人

希望者 居住や公益活動などで活用するために空き家を希望する人



問題解決のため 専門家が有効活用を提案

空き家マッチング制度「空き家をつなご！」は、一般的には流通や活用がしにくい物件を問題解決に導くことを目的としています。

市は、空き家の所有者に対して、空き家の活用を考えを調査します。所有者の希望に応じて、空き家の流通対策会議に情報を提供。所有者は売却や活用などの提案を受けることができます。

また、空き家の活用希望者に対しても、条件に合う空き家があれば、流通対策会議で提案内容を検討します。所有者との意向が整えば、マッチングの提案を受けることができます。

流通対策会議で対策を考えるメンバーは、空き家対策の連携協定を結ぶ団体に所属する司法書士や宅地建物取引士などの専門家です。

制度の利用には登録が必要です。様式は市役所5階の住宅政策課の窓口または市ホームページ(6ページの2次元コードからアクセス可)から入手できます。



手入れせずに空き家を放置すると
災害時に倒壊する危険性や
放火などの犯罪を招くリスクが高まります

「空き家」が「悪家」になる前に

あなたは、住んでいる地域に空き家が増えていると感じませんか。

放置された空き家が増える、と、住環境が悪化し、まちの魅力や価値を損ないます。また、周辺地価の下落を引き起こし、さらなる人口減少と空き家の増加につながります。

現在、あなたが住んでいる家もいつかは空き家になるかもしれません。空き家を適切に管理する責任は、その所有者や管理者にあります。空き家は放置すればするほど資産価値が下がります。今のうちに家の将来について、考えてみませんか。

所有者と希望者をつなぐ新制度が9月下旬にスタート

空き家を有効活用しませんか

住宅都市として発展を遂げてきた川西で空き家が増加しています

流通や活用がしにくい物件を解決に導く
空き家マッチング制度「空き家をつなご！」が始まります

問い合わせ 住宅政策課 ☎(740) 1205

10月からオンライン講座を開催

空き家対策の担い手になりませんか

地域の相談会・セミナーなどで空き家対策を地域に広める空き家対策ナビゲーター。10月から養成講座を開催します。講座はオンライン形式で実施するため自宅での受講も可能です。

主催 NPO法人兵庫空き家相談センター
日時 10月8日(木)開講予定。以降、2週間おきに2講座開催。1回60分×10講座(各回とも、期間内であれば自由な時間に視聴可)
対象 市在住・在勤または市内に空き家を持つ人で、地域の空き家対策の活動に参加できる人が市内に実家のある人
内容 空き家対策を担う人の養成講座をオンライン形式で開催
定員 40人(応募者多数の場合は抽選)
申し込み 9月1日(火)から30日(木)までに同法人 ● <http://hyogo-akiya-soudan.com/site/> (右の2次元コードからアクセス可) の応募フォームから申し込み



問い合わせ NPO法人兵庫空き家相談センター ☎0797(81)3236

毎月第1木曜日に開催 専門家による空き家相談

日時 **9月3日(木)**、**10月1日(木)**
午後1時～3時(1組30分)

場所 市役所2階の市民相談室

NPO法人「兵庫空き家相談センター」の相談員が空き家の相続や管理、売買、活用など、不安や悩みを解決するための相談を受け付けます(要予約)。申し込みは電話で住宅政策課 ☎(740)1205 へ。

interview

NPO法人「兵庫空き家相談センター」の専門家に空き家の事情を聞きました

タイミングを逃し処分できない空き家が増加 空き家は放置せずに早期の解決を

空き家の問題は、行政ではなく所有者が解決しないといけません。

所有者の高齢化が進み、認知症になったり、亡くなったりで、解決が困難になるケースが増えています。

また、売却価格の下落により手放しにくくなっていることも処分できなくなっている要因の一つです。家は年数が経つにつれて価値が下がっていくため、タイミングを逃すと処分しにくくなってしまいます。



宅地建物取引士
正門 元気さん

家は放置すると悪い事しかありません。例えば空き家が倒壊した場合には、所有者の責任になってしまいます。税金もずっとかかり続けるので、早期の解決をお勧めします。

家族での話し合いやエンディングノートの作成など 家の今後を決めておくことが大事

川西では住宅団地を中心に空き家が増えています。いつか子どもが戻ってくるだろうと残してある家や物置代わりにしている家など、空き家となっている理由はさまざまです。

住宅団地以外でも古い長屋などが放置されているのを見かけます。一部地域で制限はありますが、住居として建てられた家を住居としてではなく、店舗や事務所として利用することも可能です。

家を放置していると湿気が回り、雨漏りに気付かないので早く傷んでしまいます。

家族で話し合ったり、家のエンディングノートを作成したりするなど、前もって家の今後をどうするか決めておくことが大事です。



一級建築士
橋詰 慎さん